

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第八十六号

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

農業協同組合法施行細則（平成六年四月奈良県規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第八号及び第九号を次のように改める。

八 経営管理委員を置く組合以外の組合にあつては、次に掲げる書面

ア 理事が法第三十条第十一項ただし書に規定する農業者（法人にあつては、その役員）又は組合員（法人にあつては、その役員）であることを証する書面

イ 理事の定数の過半数が法第三十条第十二項各号に掲げる者のいずれかであることを証する書面

九 経営管理委員を置く組合にあつては、次に掲げる書面

ア 経営管理委員が法第三十条の二第四項において準用する法第三十条第十一項ただし書に規定する農業者（法人にあつては、その役員）又は組合員（法人にあつては、その役員）であることを証する書面

イ 経営管理委員の定数の過半数が法第三十条の二第四項において準用する法第三十条第十二項第一号に掲げる者であることを証する書面

ウ 理事が法第三十条の二第七項に規定する者であることを証する書面

第三条第三項中「議決」を「決議」に改める。

第四条中「次の各号に掲げる締結をした」を「法第十条第一項第十四号の規定による団体協約を締結した」に、「それぞれ当該各号に掲げる書類」を「当該協約書の写し」に改め、同条各号を削る。

第八条第一項第五号中「あつては」を「あつては」に改め、同条第二項中「あつた」を「あつた」に改める。

第十一条第二項第一号アを次のように改める。

ア 施行規則第八十条第一項に規定する貸借対照表

第十七条第二号中「平成十三年金融庁・農林水産省告示第十九号（農業協同組合法施行令第三条の四並びに第三条の五第一項及び第三項第二号から第四号までの規定に基づ

き、主務大臣の指定する金融機関等を定める件）第二条に」を「農業協同組合法施行令第三十二条第一項に規定する主務大臣が」に改める。

第十八条第五項第二号中「あつては」を「あつては」に改める。

第十九条中「第十一条の四第一項ただし書」を「第十一条の八第一項ただし書」に改める。

第二十条中「第十一条の五ただし書」を「第十一条の九ただし書」に改める。

第二十一条第一項中「第十一条の七第一項」を「第十一条の十七第一項」に改め、同条第二項中「第十一条の七第三項」を「第十一条の十七第三項」に改め、同条第三項中「議決」を「決議」に改め、同条第四項中「第十一条の七第三項」を「第十一条の十七第三項」に改める。

第二十二条の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条第一項中「第十一条の二十三第一項」を「第十一条の四十二第一項」に改め、同条第二項中「第十一条の二十三第三項」を「第十一条の四十二第三項」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 法第十一条の四十二第四項の規定による信託規程の変更の届出は、信託規程変更届出書（第二十六号様式の二）に、次に掲げる書類を添えて、行わなければならない。

一 変更した事項を示す書類

二 変更理由書

三 総会又は総代会の議事録の謄本

四 その他知事が必要と認める書類

第二十二条に次の一項を加える。

4 法第十一条の四十二第四項の規定による信託規程の廃止の届出は、信託規程廃止届出書（第二十六号様式の二）に、次に掲げる書類を添えて、行わなければならない。

一 廃止理由書

二 信託事業実績書

三 総会又は総代会の議事録の謄本

四 その他知事が必要と認める書類

第二十三条第二項中「第十一条の二十七」を「第十一条の四十六」に改める。

第二十四条の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条第一項中「第十一条の二十九第二項」を「第十一条の四十八第一項」に改め、同条第二項中「第十一条の二十九第三項」を「第十一条の四十八第三項」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 法第十一条の四十八第四項の規定による宅地等供給事業実施規程の変更の届出は、宅地等供給事業実施規程変更届出書（第二十八号様式の二）に、次に掲げる書類を添えて、行わなければならない。

- 一 変更した事項を示す書類
 - 二 変更理由書
 - 三 総会又は総代会の議事録の謄本
 - 四 その他知事が必要と認める書類
- 第二十四条に次の一項を加える。

4 法第十一条の四十八第四項の規定による宅地等供給事業実施規程の廃止の届出は、宅地等供給事業実施規程廃止届出書（第二十八号様式の二）に、次に掲げる書類を添えて、行わなければならない。

- 一 廃止理由書
 - 二 宅地等供給事業実績書
 - 三 当該事業に係る準備金及び特別積立金の処分方法を記載した書面
 - 四 総会又は総代会の議事録の謄本
 - 五 その他知事が必要と認める書類
- 第二十五条の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条第一項中「第十一条の三十二第二項」を「第十一条の五十一第一項」に改め、同条第二項中「第十一条の三十二第三項」を「第十一条の五十一第三項」に改め、同条第三項を次のように改める。
- 3 法第十一条の五十一第四項の規定による農業経営規程の変更の届出は、農業経営規程変更届出書（第二十九号様式の二）に、次に掲げる書類を添えて、行わなければならない。

- 一 変更した事項を示す書類
 - 二 変更理由書
 - 三 総会又は総代会の議事録の謄本
 - 四 その他知事が必要と認める書類
- 第二十五条に次の一項を加える。

4 法第十一条の五十一第四項の規定による農業経営規程の廃止の届出は、農業経営規程廃止届出書（第二十九号様式の二）に、次に掲げる書類を添えて、行わなければならない。

一 廃止理由書

二 農業経営事業実績書

三 総会又は総代会の議事録の謄本

四 その他知事が必要と認める書類

第二十五条の二中「第十一条の四十六第二項」を「第十一条の六十五第二項」に、「(第二十九号様式の二)」を「(第二十九号様式の三)」に改める。

第二十六条第一項中「第九十七条の二第一号」を「第九十七条第一号」に、「(第二十九号様式の三)」を「(第二十九号様式の四)」に改め、同条第二項中「第九十七条の二第一号」を「第九十七条第一号」に、「(第二十九号様式の三)」を「(第二十九号様式の四)」に改める。

第二十六条の二第一項中「第九十七条の二第三号」を「第九十七条第三号」に改め、同条第二項中「第九十七条の二第四号又は第五号」を「第九十七条第四号又は第五号」に改める。

第二十八条、第三十条第一項及び第三十条の二中「第九十七条の二第十二号」を「第九十七条第十二号」に改める。

第三十二条第二項第四号アを次のように改める。

ア 施行規則第八十条第一項に規定する貸借対照表

第三十三条中「組合は、」を削り、「規定により」を「規定による」に、「を受けようとするとき」を「の申請」に、「知事に提出しなければ」を「行わなければ」に改め、同条第五号中「議決した」を「決議した」に改める。

第三十四条第一項中「第六十四条第四項又は第七項」を「第六十四条第四項、第五項又は第八項」に改め、同条第三項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項第三号中「第六十四条第四項」を「第六十四条第五項」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 法第六十四条第四項の規定による届出の場合にあっては、解散を決議した総会の議事録の謄本

第三十四条の次に次の二条を加える。

(事業を廃止していない旨の届出)

第三十四条の二 法第六十四条の二第一項に規定する届出は、事業を廃止していない旨届出書(第四十号様式の二)に、次に掲げる書類を添えて、行わなければならない。

一 届出日における最終事業年度に係る財産目録、貸借対照表、損益計算書及び残高試算表

二 直近の総会（総代会）の議事録の謄本

三 直近の役員名簿（第二号様式）

四 代理人によって届出をする場合は、その権限を証する書面

五 その他知事が必要と認める書類

（組合継続の届出）

第三十四条の三 法第六十四条の三第三項の規定による届出は、組合継続届出書（第四十号様式の三）に、次に掲げる書類を添えて、行わなければならない。

一 組合継続理由書

二 組合の継続を決議した総会の議事録の謄本

三 総会の決議時における財産目録及び貸借対照表

四 総会の決議時における役員の役員名簿（第二号様式）

五 法第六十四条の三第二項において準用する法第四十八条の二第二項の規定に基づく総会の招集があつた場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録の謄本

六 組合の継続の登記に係る登記事項証明書

七 その他知事が必要と認める書類

第三十五条第一項中「次に」を「次に」に改め、同項第三号ア中「法第六十五条第四項において準用する法第四十九条第一項に規定する財産目録及び」を「施行規則第八十条第二項において準用する同条第一項に規定する財産目録又は」に改め、同項第四号中「議決した」を「決議した」に改め、同条第二項第二号ウ中「第三十条第十一項本文」を「第三十条第十一項本文及び第十二項」に改め、同条第二項第二号エ中「第三十条の二第三項本文」を「第三十条の二第四項において準用する法第三十条第十一項本文及び第十二項」に改める。

第三十六条第二号ア中「法第七十条第二項において準用する法第六十五条第四項において準用する法第四十九条第一項に規定する財産目録及び」を「施行規則第八十条第二項において準用する同条第一項に規定する財産目録又は」に改め、同条第四号中「議決した」を「決議した」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（新設分割の認可の申請）

第三十六条の二 出資組合は、法第七十条の三第三項の規定により新設分割の認可を受けようとするときは、新設分割認可申請書（第四十二号様式の二）に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 新設分割の理由書及び経過報告書

二 新設分割計画の謄本

三 総会又は理事会（経営管理委員を置く組合にあつては、経営管理委員会）の議事録の謄本

四 最終事業年度に係る貸借対照表

五 総代会において決議した場合にあつては、法第七十条の三第五項において準用する法第四十八条の二第一項の規定による通知の状況を記載した書類

六 法第七十条の三第五項において準用する法第四十八条の二第二項の規定に基づく総会の招集があつた場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録の謄本

七 法第七十条の三第五項において準用する法第四十九条第二項又は第三項及び第五十条第二項の規定による手続を執つたことを証する書面

八 新設分割設立組合の定款

九 新設分割設立組合の事業計画書

十 その他知事が必要と認める書類

第三十七条第二号中「第四十条の二」を「第四十一条」に改め、同条第五号中「及び」の下に「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十条の規定によりなおその効力を有するものとされた」を加える。

第三十八条第三項第二号中「議決」を「決議」に改める。

第三十九条第一項中「第七十二条の十六第四項」を「第七十二条の三十二第四項」に改め、同項第九号中「第七十二条の十六第三項」を「第七十二条の三十二第三項」に、「第七十二条の十二第四項」を「第七十二条の十七第四項」に改め、同条第二項中「第七十二条の十三第二項」を「第七十二条の二十九第二項」に改め、同条第三項中「第七十二条の十七第二項」を「第七十二条の三十四第二項」に改め、同条第四項中「第七十二条の十八第三項」を「第七十二条の三十五第三項」に改め、同条第五項中「第七十二条の十八の十」を「第七十二条の四十四」に改め、同条第六項を次のように改める。

6 法第七十三条第四項において準用する法第六十四条の二第一項に規定する届出は、

事業を廃止していない旨届出書（第四十号様式の二）に、次に掲げる書類を添えて、行わなければならない。

一 届出日における最終事業年度に係る財産目録、貸借対照表、損益計算書及び残高試算表

二 直近の総会の議事録の謄本

三 直近の役員名簿（第二号様式）

四 代理人によって届出をする場合は、その権限を証する書面

五 その他知事が必要と認める書類

第三十九条に次の一項を加える。

7 法第七十三条第四項において準用する法第六十四条の三第三項の規定による届出は、農事組合法人継続届出書（第四十号様式の三）に、次に掲げる書類を添えて、行わなければならない。

一 農事組合法人継続理由書

二 農事組合法人の継続を決議した総会の議事録の謄本

三 総会の決議時における財産目録及び貸借対照表

四 総会の決議時における役員の役員名簿（第二号様式）

五 組合法人の継続の登記に係る登記事項証明書

六 その他知事が必要と認める書類

第三十九条の次に次の一条を加える。

（組織変更の届出等）

第三十九条の二 法第七十三条の十（法第八十条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、組織変更届出書（第五十二号様式）に、次に掲げる書類を添えて、行わなければならない。

一 組織変更理由書

二 組織変更計画の謄本

三 組織変更計画を承認した総会の議事録の謄本

四 組織変更時における貸借対照表及び損益計算書

五 組織変更時における役員の役員名簿（第二号様式）

六 株式会社への組織変更をする場合にあっては、法第七十三条の三第六項において準用する法第四十九条第二項又は第三項の規定による手続（法第七十三条の三第六

項において準用する法第五十条第二項の規定による手続を執ったときは、当該手続を含む。)を執ったことを証する書面

七 一般社団法人への組織変更をする場合にあつては、法第八十条において準用する法第四十九条第二項又は第三項の規定による手続(法第八十条において準用する法第五十条第二項の規定による手続を執ったときは、当該手続を含む。)を執ったことを証する書面

八 その他知事が必要と認める書類

2 法第八十四条第二項の規定による組織変更の認可の申請は、組織変更認可申請書(第五十二号様式の二)に、知事が必要と認める書類を添えて、行わなければならない。第二号様式を次のように改める。

第2号様式（第3条、第8条、第33条、第34条、第34条の2、第34条の3、第35条、第39条、第39条の2関係）

役員（設立委員）名簿

（改選年月日： 年 月 日）

新任・再任の別	役職名	常勤・非常勤の別	代表権の有無	ふりがな氏名	住所	電話番号	組合員資格	年齢	性別	備考

- 注1 設立委員名簿の場合は、「新任・再任の別」欄から「代表権の有無」欄までは省略してください。
- 注2 設立時及び合併時の役員名簿の場合は、「新任・再任の別」欄及び「改選年月日」欄は省略してください。
- 注3 「新任・再任の別」欄は、改選前役員でなかった者は「新任」と、改選前役員であった者は「再任」と記入し、下段に当初の就任年月日及び改選前の役職名を括弧書きで記入してください。
- 注4 「備考」欄には、下記に掲げる事項等を記載してください。
 - ア 農業協同組合法第30条第12項、第30条の2又は農業協同組合法施行規則第76条の2の規定に該当する役員については、そのいずれに該当するか
 - イ 職員と兼務する理事については、その旨及び職員としての職制上の地位
 - ウ 共同代表制を採用する場合には、その旨
 - エ 農業協同組合法第30条第14項に規定する員外監事又は同条第15項に規定する常勤監事である場合は、その旨
 - オ 役員が担当する部門等がある場合には、その担当部門等
 - カ 設立委員名簿については、選任した農業協同組合又は農業協同組合連合会名及び当該組合等における役職名

「	「		
第七号様式中	に改める。		
<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">生 年 月 日</td> </tr> </table>	生 年 月 日	を	
生 年 月 日			
」	」		
	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">男 ・ 女</td> <td style="text-align: center;">生 年 月 日</td> </tr> </table>	男 ・ 女	生 年 月 日
男 ・ 女	生 年 月 日		
	に改める。		
	」		

第十号様式及び第十一号様式中「議決した」と「決議した」と、「概要（模範定款例改正以外の変更内容のみ記載してください。）」と「概要」に改める。

第二十号様式、第二十一号様式及び第二十二号様式中「議決した」と「決議した」に改める。

第二十三号様式中「第11条の4第1項ただし書（第11条の4第2項後段）」と「第11条の8第1項ただし書（第11条の8第2項後段）」に改める。

第二十四号様式中「第11条の5ただし書」と「第11条の9ただし書」に改める。

第二十五号様式中「第11条の7第1項」と「第11条の17第1項」と、「議決した」と「決議した」に改める。

第二十六号様式中「変更、廃止」と「変更」と、「第11条の23第1項」と「第11条の42第1項」に改め、同様式の次に次の様式を加える。

第26号様式の2（第22条関係）

信託規程変更（廃止）届出書

年 月 日

奈良県知事 殿

所在地
名 称
代表者 氏 名

信託規程の変更（廃止）について農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第11条の42第4項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

信託規程について決議した総会（総代会）の開催日

注 不用の文字は、消してください。

第二十七号様式中「第11条の27」を「第11条の46」に改める。

第二十八号様式中「変更、廃止」を「変更」と、「第11条の29第1項」を「第11条の48第1項」と、「議決した」を「決議した」に改め、同様式の次に次の様式を加える。

第28号様式の2（第24条関係）

宅地等供給事業実施規程変更（廃止）届出書

年 月 日

奈良県知事 殿

所在地
名 称
代表者 氏 名

宅地等供給事業実施規程を変更（廃止）しましたので、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第11条の4第4項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

宅地等供給事業実施規程について決議した総会（総代会）の開催日

注 不用の文字は、消してください。

第二十九号様式中「変更、廃止」を「変更」と、「第11条の32第1項」を「第11条の51第1項」と、「議決した」と「決議した」と改める。

第二十九号様式の三中「第97条の2第1号」を「第97条第1号」に改め、同様式を第二十九号様式の四とする。

第二十九号様式の二中「第11条の46第2項ただし書」を「第11条の65第2項ただし書」に改め、同様式を第二十九号様式の三とし、第二十九号様式の次に次の様式を加える。

第29号様式の2（第25条関係）

農業経営規程変更（廃止）届出書

年 月 日

奈良県知事 殿

所在地
名 称
代表者 氏 名

農業経営規程を変更（廃止）しましたので、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第11条の5第4項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

農業経営規程について決議した総会（総代会）の開催日

注 不用の文字は、消してください。

第三十号様式中「第97条の2第3号」や「第97条第3号」に於ける。

「会社の名称及

び所在地」中「第97条の2第4号」や「第97条第4号」に

「会社の名称及び所在地

や

に於ける。

」 注 不用の文字は、消してください。」

第三十三号様式中「第97条の2第12号」や「第97条第12号」に於ける。

第三十五号様式中「第97条の2第12号」や「第97条第12号」に「第231

条第1項第19号」や「第231条第1項第21号」に於ける。

第三十六号様式の二中「第97条の2第12号」や「第97条第12号」に「第2

31条第1項第20号」や「第231条第1項第22号」に於ける。

第三十七号様式、第三十八号様式及び第三十九号様式中「議決」や「決議」に於ける。

第四十号様式中「第64条第4項(第7項、第1項第3号、第1項第4号)」や「第

64条(第1項第3号、第1項第4号、第4項、第5項、第8項)」に「同項(農業

協同組合施行細則(平成6年4月奈良県規則第4号)第34条第2項)の規定により、

関係書類」や「関係書類」に於ける同様の次に次の二様式を加える。

第40号様式の2（第34条の2、第39条関係）

事業を廃止していない旨届出書

年 月 日

奈良県知事 殿

所在地
名 称
代表者 氏 名

事業を廃止していませんので、農業協同組合法施行細則（平成6年4月奈良県規則第4号）第34条の2（第39条第6項）の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

注 不用の文字は、消してください。

第40号様式の3（第34条の3、第39条関係）

組合（農事組合法人）継続届出書

年 月 日

奈良県知事 殿

所在地
名 称
代表者 氏 名

総会（総代会）の決議によって組合（農事組合法人）を継続することになりましたので、農業協同組合法施行細則（平成6年4月奈良県規則第4号）第34条の3（第39条第7項）の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

継続の決議をした総会（総代会）の開催日

注 不用の文字は、消してください。

第四十二号様式中「~~弊~~平」を「~~平~~弊」に改め、同様式の次に次の一様式を加える。

第42号様式の2（第36条の2関係）

新設分割認可申請書

年 月 日

奈良県知事 殿

設立委員 住 所
代表者氏名

印

分割により新たに農業協同組合を設立するに当たり、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第70条の3第3項の規定により新設分割の認可を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 新設分割設立組合の住所及び名称
- 2 新設分割組合の住所及び名称
- 3 新設分割実施予定年月日

第四十五号様式中「業務及び」や「業務又は」に改める。

第四十六号様式中「議決」や「決議」に改める。

第四十七号様式中「第72条の16第4項」や「第72条の32第4項」に改める。

第四十八号様式中「第72条の13第2項」や「第72条の29第2項」に「議決した」や「決議した」に改める。

第四十七号様式中「第72条の17第2項」や「第72条の34第2項」に改める。

第五十号様式(その一)及び第五十号様式(その二)中「第72条の18第3項」や「第72条の35第3項」に改める。

第五十一号様式中「第72条の18の10」や「第72条の44」に改める。

第五十二号様式中「第39条関係」や「第39条の2関係」に「出資農事組合法人組織変更届出書」や「組織変更届出書」に「農事組合法人」や「組合(農事組合法人)」に「第73条の12」や「第73条の10(第80条において準用

「2 組織変更年月日

「2 組織変更

する第73条の10)」に

や

注 不用の文字は、消してください。」 注 不用の文

年月日

に改め、同様式の次に次の二様式を加える。

字は、消してください。」

第52号様式の2（第39条の2関係）

組織変更認可申請書

年 月 日

奈良県知事 殿

所在地

名 称

代表者 氏

名 (印)

消費生活協同組合への組織変更について認可を受けたいので、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第84条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

組織変更後の名称及び所在地

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。